

◎新潟県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西中糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字中谷内字川原田1242番1から 同市大字西中字経塚1138番1まで	新	10.8～47.0メートル	1,438.2メートル
糸魚川市大字中谷内字関屋川原485番1から 同市大字西中字経塚1138番1まで	旧	(A)3.3～27.0メートル	1,453.6メートル
		(B)5.9～31.8メートル	1,441.2メートル
糸魚川市大字中谷内字川原田1242番1から 同市大字西中字経塚1138番1まで		(C)10.8～57.6メートル	1,434.8メートル

備考1 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の起点を変更する区域変更